

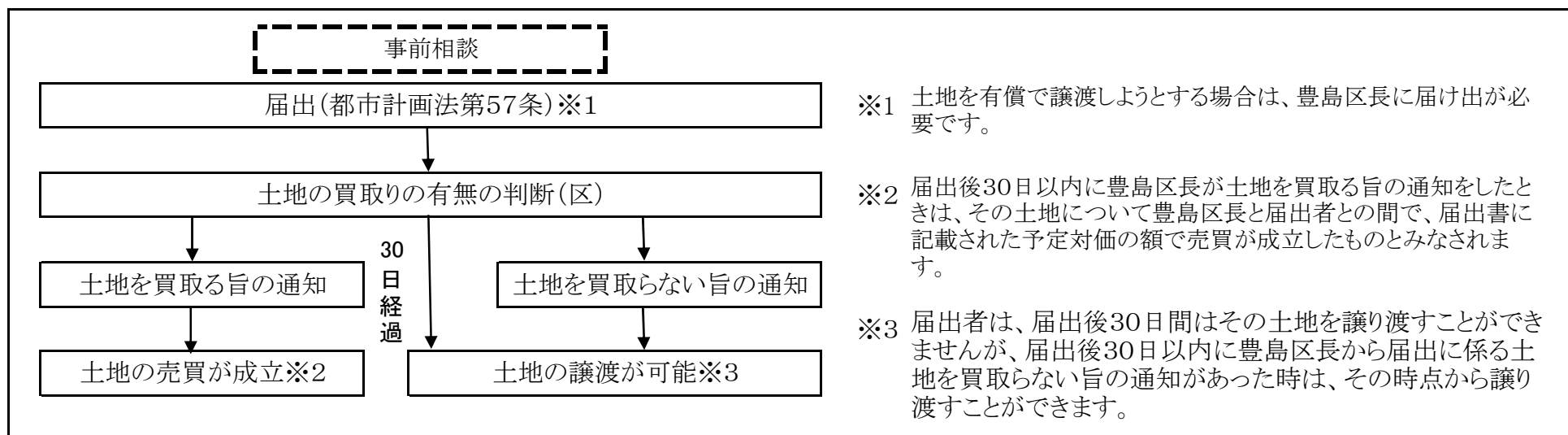
第一種市街地再開発事業(南池袋二丁目28番街区地区)の都市計画法に関するお知らせ

南池袋二丁目28番街区地区第一種市街地再開発事業(施行区域約0.6ha)について、令和7年9月9日に都市計画決定の告示をしました。

今後、当該市街地再開発事業の施行地区内で土地を有償で譲渡しようとする場合(土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。)は、都市計画法第57条の規定に基づき、豊島区長に届け出が必要になります。

また、当該市街地再開発事業の施行地区内で建築物を建築しようとする場合は、都市計画法第53条の規定に基づき豊島区長の許可が必要になります。

■市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届け出制度について(都市計画法第57条)



■お問い合わせ先及び許可・届出の窓口

【都市計画法第57条】土地の有償譲渡に係る届出・・・都市整備部都市計画課事業調整グループ

直通03-4566-2634

【都市計画法第53条】建築行為の許可申請の相談・・・都市整備部建築課意匠審査グループ

直通03-3981-4975

【都市計画法第58条の2】地区計画等の届出に係る相談・・・都市整備部都市計画課届出・許認可グループ

直通03-4566-2633